

令和4年度 福岡支部事業実施結果について

令和4年度 福岡支部重点施策

分野	重点施策					担当グループ	該当ページ					
者基盤 機能 関係 保険	1	効果的なレセプト内容点検の推進					レセプト	3				
	2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進					レセプト	4				
	3	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化					業務	5				
戦略的 保険者 機能 関係	4	着 実 な 実 施 （ 第 2 画 期 ）	1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	1	健診	1	被保険者 （生活習慣病予防健診）	保健	6		
							2	被保険者 （事業者健診データ取得）	保健	6		
							3	被扶養者（特定健診）	保健	6		
							2	保健指導	1	被保険者	保健	6
									2	被扶養者	保健	6
					2	糖尿病・高血圧重症化予防事業の実施					保健	7
			3	コラボヘルスの推進					企画総務	8		
	5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化					企画総務	9				
	6	加入者等の理解促進（広報活動）					企画総務	10				
	7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）					企画総務	11				
8	地域の医療提供体制への働きかけ					企画総務	12					

項番	令和4年度 福岡支部の重点施策	自己評価
1	効果的なレセプト内容点検の推進	C
2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	C
3	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	A
4-1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	A
4-2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	A
4-3	コラボヘルスの推進	A
5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化	S
6	加入者等の理解促進（広報活動）	A
7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）	S
8	地域の医療提供体制への働きかけ	B

「自己評価」について

令和4年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

1. 効果的なレセプト内容点検の推進

【事業内容】

- 内容点検効果向上計画の確実な実施。点検員間の情報共有及びスキル向上。
- システムを活用した効率的な点検の実施及び支払基金との連携。

※内容点検：診療内容の点検

【K P I】内容点検査定率 前年度（0.354%）（基金0.262% 協会0.092%）以上

※医療機関から支払基金へのレセプト請求点数に対する内容点検査定点数（協会+支払基金）の割合

【K P I】再審査レプト1件当たり査定額 前年度（6,555円）以上

◆ 内容点検査定率：0.339%（基金0.228% 協会0.110%）

◆ 再審査レプト1件当たり査定額：5,702円

- 内容点検に係る点検スキルの向上のために各種勉強会等を実施した。
 - ・ 審査医師との勉強会（毎月）
 - ・ 支払基金との意見交換会（毎月）
 - ・ 支部主催の外部講師による研修（11月）
- 支払基金と毎月協議会を実施し、疑義案件や基金側での一次査定に関する協議等を実施し、連携強化を図った。

実施結果

今後の見通し

- ◆ 再審査請求内容や査定結果をもとに支部全体と点検員個々の再審査請求内容を比較・検証することで課題等を明らかにし、実情に応じたアドバイスや指導を行うことで支部全体のスキルアップを図る。
- ◆ 高額査定につながるよう外部講師による研修を実施するほか、効果的な点検に寄与する情報共有を強化していく。

内容点検査定率および再審査レセプト1件当たり査定額ともにKPIを達成できなかった。

査定率が下がった具体的な原因については、引き続き検証する。査定額については算定ルールに基づいて適正な審査請求を実施した結果、低い点数の査定が多かったことによるものとする。

自己評価：C

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

【事業内容】

- 保険証回収 …… 被保険者への文書・電話による催告の実施。事業主への周知・広報活動の実施。
- 債権回収 …… 債務者への早期アプローチと保険者間調整・法的手続の積極的な実施。

【K P I】 保険証回収率 前年度（82.77%）以上 ※資格喪失後1か月以内の回収率
 【K P I】 返納金債権回収率 前年度（61.15%）以上 ※返納金は資格喪失後受診に係る債権

実施結果

◆ 保険証回収率：83.95%

- 資格喪失後受診の発生防止のため、広報誌等への掲載等により保険証早期返納を周知した。
- 資格喪失時に保険証が返納されていない被保険者に対し、文書および電話催告を実施した。
- 資格喪失時に保険証が添付されていない件数の多い事業所に対し、文書および電話催告を実施した。

◆ 返納金債権回収率：36.23%

- 高額債務者に対する納付期限前の電話催告により、早期回収に努めた。
- 国民健康保険等との保険者間調整を積極的に実施した。

今後の見通し

- ◆ 資格喪失後の保険証早期返納について、事業主や社会保険労務士に対し、文書・電話等で周知徹底する。
- ◆ 債権の管理・回収を徹底し、最終催告・電話催告・法的手続き・保険者間調整を効果的に活用する。
- ◆ 電話番号不明者については、定期文書催告を漏れなく実施するとともに、住所不明者の住所調査を定期的に行い、催告文書を送達する。

保険証回収率はKPIを達成することができたが、引き続き施策を実施し回収率を上げていく。

返納金債権回収率は、事務処理上の遅れや保険者間調整手続き日程の影響でKPIを大きく下回った。仮に、次年度収納に持ち越した保険者間調整分が、年度内収納であった場合、回収額は約7,400万円増加し、回収率は63.12%（+26.89%）となる。今年度は早期回収に向け、回収管理を徹底的に行い、より効果的な回収手順を確立する。

自己評価：C

3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

【事業内容】

- 適正受診の促進
正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施。
- 加入者・施術者への照会業務等の強化。
多部位・頻回受診者を対象に患者照会を実施し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化。

【K P I】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）について前年度（1.30%）以下とする。

実施結果

◆ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数） 1.13%

- 患者照会については、適正受診のためのチラシを同封し、38,257件を送付した（令和3年度 36,611件：前年度比4.5%増）。照会は、3部位かつ5日以上の施術対象者、頻回施術対象者、長期施術対象者に対し実施した（請求件数に対する照会割合:3.98%、全国3位）。また、「協会けんぽふくおかだより」に適正受診の記事を掲載した。
- 令和4年度については、申請内容に疑義のある施術管理者に対し、面接確認を実施したほか、九州厚生局への情報提供を行った。また、部位転がしの疑いや頻回受診等、施術所ごとに違う視点での注意喚起文書を169件送付した結果、132件の施術所に改善がみられた。

今後の見通し

- ◆ 引き続き、主に3部位かつ5日以上の施術対象者に患者照会を行うとともに、頻回施術対象者、長期施術対象者への照会も行い、適正受診について周知を図る。
- ◆ 柔整審査会では審査観点を増やし、疑義があると判断した施術所へは注意喚起文書を送付するとともに、不正の疑い等のある施術管理者については面接確認や九州厚生局への情報提供を積極的に行い、更なる適正化を目指す。

令和3年度と比較すると、全申請件数はほぼ横ばいであったにもかかわらず、K P Iの対象である3部位かつ月15日以上の施術の申請件数は減少した。

複数月の申請傾向を踏まえた施術管理者への注意喚起文書の送付、不正疑いのある施術所への面接確認の実施、前年度を上回る患者照会（適正受診チラシ同封）を行ったこと等によりK P Iを達成した。

自己評価：A

4-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組み
事業者健診データの取得促進、市町村主催のがん検診等との同時実施（被扶養者）等
- 特定保健指導の推進
外部委託機関における特定保健指導実施の推進

【K P I】生活習慣病予防健診実施率 59.5%以上、事業者健診データ取得率 11.5%以上、特定健康診査実施率 28.2%以上

【K P I】特定保健指導実施率 被保険者27.1%以上、被扶養者22.1%以上

実施結果

	対象者	実施人数 (年度実績)	前年度比	実施率	主な取り組み	
生活習慣病予防健診	被保険者	418,294	103.2%	57.9%	・16市町村において集団健診実施（延べ40日間） ・健診実施機関の実施計画に基づく進捗管理 ・個別受診勧奨の実施（50,000件）	
		事業者健診データ	66,182	122.7%	9.2%	・福岡県・労働局との連名文書送付による新規同意書取得818事業所（対前年比+238事業所） ・同意済事業所分のデータについて、外部委託の活用により健診実施機関・事業所より取得
特定健康診査	被扶養者	45,974	107.8%	22.4%	・市町村との連携によるがん検診との同時実施を59市町村において実施（延べ484日間） ・ショッピングモール等での集団健診実施（延べ122日間） ・個別受診勧奨の実施（72,053件）	
特定保健指導	被保険者	初回	28,555	128.7%	27.2%	<被保険者> ・協会保健師等による初回面談と専門機関による継続支援 ・既契約機関への訪問による実施体制強化の働きかけ ・専門機関への外部委託による遠隔面談の実施 <被扶養者> ・健診実施機関による集団健診当日の特定保健指導の実施
		評価	19,438	138.8%	18.5%	
	被扶養者	初回	821	96.5%	15.1%	
		評価	692	102.5%	12.8%	
合計	評価	20,130	137.1%	18.2%		

今後の見通し

- ◆ 健診について、被保険者は、自己負担額の引下げ及び報奨金事業の導入による効果と健診実施機関の管理の徹底により、受診者数を増加させる。また、事業者健診データ提供の同意事業所の増加及び当該事業所分を早期に取得する。被扶養者は、市町村と共催でがん検診を同時受診できる集団健診（コラボ健診）のほか、協会主催の集団健診（まちなか健診）において、加入者のニーズに合った日程・会場・オプションを設定することで実施人数を増加させる。
- ◆ 特定保健指導について、被保険者は、外部委託機関に対し令和4年度に引き続き健診当日初回面談推進のための働きかけを行うとともに、継続率・改善率に注目した指導による質の向上を目指す。被扶養者は、集団健診当日の初回面談の実施により実施人数を増加させる。

健診では、実施機関等への個別の働きかけやデータ取得にかかる再勧奨の実施、市町村との共催による集団健診の実施拡大により、K P Iの達成には至らなかったものの、令和3年度を上回る実績となった。特定保健指導では、令和3年度に導入した協会保健師等による遠隔面談の定着及び特定保健指導実施機関の当日初回面談の推進等により、K P Iの達成には至らなかったものの、初回面談・評価ともに実施件数は令和3年度を大幅に上回った。

自己評価：A

4-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施

【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施。
(受診勧奨対象者見込み18,748人に対して医療機関受診者目標：2,325人⇒12.4%)
- 糖尿病性腎症重症化予防への取り組みを拡大・継続する。

【K P I】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上

実施結果

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、19,318名に対して文書による受診勧奨を実施した。
更に、上記のうち未受診および未回答の17,824名に対して、外部委託により電話勧奨を実施し、これにより勧奨後3か月以内に2,343人が受診した。

令和3年度健診分（令和3年10月～令和4年9月勧奨通知発送）：

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 **12.2%**【全国8位】

- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、令和4年度は福岡市・糸島市・粕屋地区に加え、新たに筑紫地区において糖尿病性腎症重症化予防プログラムを導入した。
対象者946名に対し参加勧奨中、62人がプログラムを開始。

今後の見通し

- ◆ 未治療者に対する早期受診勧奨について、大規模事業所における未受診者対策および健診実施機関における受診勧奨を強化するとともに、令和4年度に引き続き外部委託による文書勧奨・電話勧奨の実施により、対象者の早期受診を促す。
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防について、令和4年度事業を継続するとともに、実施地区における市町との事業連携を図る。

糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨では、本部の一次勧奨後、文書及び架電による再勧奨を実施した。勧奨後3か月以内の医療機関受診者の割合について、K P Iには僅かに届かなかったものの、令和3年度を上回る実績となった。糖尿病性腎症重症化予防事業では、福岡市、糸島市、粕屋地区に加え、令和4年度事業から新たに筑紫地区においてプログラムを推進した。

自己評価：A

4-3. コラボヘルスの推進

【事業内容】

- 各種広報媒体を活用した「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の拡大により、事業所における健康づくりの取組の推進を図る。
- 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。（アドバイザー派遣、健康づくり優良事業所（ゴールド）認定等）

【K P I】健康宣言事業所数 4,200事業所以上

実施結果

◆ 健康宣言事業所数 4,265事業所

広報誌等を活用した健康宣言の募集、文書勸奨の実施及び生命保険会社との連携協定を活用し、健康宣言事業所の拡大を行った。また、健康づくり実践アドバイザー活用等による基本モデルに沿った宣言内容への変更勸奨を実施し、基本モデルの普及推進を図った。

- ◆ 県と連携した健康づくり実践アドバイザーの派遣を366事業所（対前年比+77件）へ実施した。専門職の立場から、宣言内容の取組状況の確認や見直し等について支援を行い取組の質の向上を図った。
 - ◆ 各種業界団体（トラック協会・タクシー協会・バス協会）へ協力依頼し、会員事業所への健康づくりの取組に関する働きかけを実施した。
 - ◆ 令和4年度健康づくり優良事業所として、609事業所（対前年比+94件）を認定した。（うちゴールド認定は107事業所 対前年比+13件）
 - ◆ 日本健康会議（経産省事務局）の健康経営優良法人2023として、355事業所が認定された。（対前年比+75件）
 - ◆ 基本モデル（※）に沿った健康宣言事業所の拡大を目的に、福岡県へ働きかけ「特定保健指導の利用率の向上」を宣言分野に追加した。
（※）協会本部が示した宣言内容等の標準化 《特定健診・特定保健指導の数値目標の設定（必須）+α（運動、食事、禁煙等の取組）》
- 令和5年度からは新規宣言事業所を、令和9年度からはすべての宣言事業所を基本モデルに沿った健康宣言事業所としていく

今後の見通し

- ◆ 各種媒体を通じた広報及び生命保険会社との連携協定を活用するとともに、関係団体への働きかけの強化、顔の見える関係性の構築に努め、健康宣言事業所の拡大・取組の質の向上を図る。
- ◆ 健康宣言の内容等に関する協会けんぽの基本モデルの普及促進を図るため、各種広報媒体やアドバイザーを活用するとともに、基本モデルに沿った健康宣言事業所の拡大を図るため、福岡県への継続的な働きかけを実施する。

各種広報媒体及び事業所カルテを活用した登録勸奨と生命保険会社との連携協定等によりK P Iを達成した。また、健康づくり実践アドバイザーの利用促進、各種業界・関係団体との連携により、健康づくりの質の向上を図るための取組と基本モデルの普及を促進した。

今後も、特定健診・特定保健指導の利用を基本としたコラボヘルス（健康宣言の基本モデル等）の普及促進を図る。

自己評価：A

5. 医薬品の適正使用を通じた医療費適正化

【事業内容】

- ジェネリック医薬品の使用促進
 - ・ 加入者を対象に、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付し、後発品への切り替え促進を図る。
 - ・ 事業所別ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、事業所訪問による使用促進を強化する。
 - ・ 医療機関・調剤薬局を対象に、処方状況を掲載したジェネリック情報提供ツールによる訪問、通知を実施する。
- 令和3年度実施の同一薬効等医薬品の重複服薬者に関する保険調剤薬局への情報提供（通知）業務について事業評価を行う。

【K P I】福岡支部におけるジェネリック医薬品使用割合を81.4%以上（令和4年度末時点）

実施結果

- ◆ 令和5年2月の使用割合 **82.7%**
- ◆ ジェネリック医薬品軽減額通知を令和4年8月に約11.6万件、令和5年2月に約10万件 送付
- ◆ 事業所への訪問・電話勧奨（外部委託）等により、ジェネリック希望シールの普及促進を実施（訪問：139事業所、電話：4,280事業所）
【ジェネリック希望シール配付数（令和4年度） アビスパ福岡版：15,884枚、ギラヴァンツ北九州版：7,558枚】
- ◆ 支部使用割合に対しマイナスの影響度が大きい医療機関・調剤薬局へ「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」（※1）を送付（医療機関518件、調剤薬局484件）（※1）対象機関のジェネリック医薬品処方状況等、医薬品実績リスト
- ◆ 令和3年度に実施した県薬剤師会との連携による医薬品適正使用促進事業（※2）について、実施前後のレセプトデータを活用し効果検証を実施した。医療費の適正化等について一定の効果が確認されたほか、定期的情報提供による牽制として一定の意義があることも示唆された。（※2）同一成分・同種同効の医薬品が重複して調剤されている者のリスト及び薬局アンケートを調剤薬局へ送付。当該内容の確認とともに、当該者の来局時においては、必要に応じて疑義照会や患者への服薬指導等を促す取組

今後の見通し

- ◆ ジェネリック医薬品の使用割合の伸びは鈍化しており、供給不安等の状況を踏まえ、引き続き動向について注視していく。
- ◆ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報・施策を検討するとともに、ソフトバンクホークス等とのコラボによるジェネリック希望シールを作成・活用し、若年層を中心として更なる使用割合の底上げを図る。
- ◆ 医療機関・調剤薬局に対して「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」の送付を着実に実施し、ジェネリック医薬品への切替えの促進に資する情報提供を実施する。

ジェネリック医薬品使用割合は、加入者・事業主を対象としたジェネリック希望シールの普及促進等を着実に実施し、K P I を達成見込みである。ただし、今後も医薬品の供給不安等の状況を踏まえ、使用割合の動向について注視していく。（令和5年1月：83.0%、対前年同月比：+1.6P）
医薬品使用促進事業について効果検証を実施し、医療費の適正化等について一定の効果が確認できた。

自己評価：S

6. 加入者等の理解促進（広報活動）

【事業内容】

- 各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。
 - ・協会けんぽふくおかだより（毎月全事業所へ発送）
 - ・メールマガジン
 - ・ホームページ
- メルマガ登録者数の拡大を図る。（登録者数目標 11,000人以上）
- インセンティブ制度について、取組結果・保険料率への影響等情報提供し、健診受診率など本制度の指標にかかる各種数値を向上させるとともに、加入者の健康増進を図る。
- 将来の健康保険制度を担う次世代層の小学5年生及び中学2年生（福岡県内）を対象に、家族全体で健康や医療費について考えるきっかけづくりをすることで、次世代層のみならず現役世代の健康づくりや医療費適正化にかかる意識の向上を図ることを目的に、医療費の仕組みや健康づくりをテーマにした壁新聞コンクールを実施する。

実施結果

- ◆ **メルマガ登録者数 11,238人**
- ◆ 各種広報媒体・本部作成のリーフレット・ガイドブック等を活用し、「更なる保健事業の充実、保険料率（インセンティブ制度等）、コラボヘルス、健診・保健指導、上手な医療のかかり方等」を主な広報テーマとして重点的に情報を発信した。
- ◆ インセンティブ制度専用チラシ等を活用し、令和3年度の実施結果（福岡支部は44位）や保険料率への影響等について丁寧に説明することで、各指標の実績向上に向けた制度に対する加入者の理解促進や協力依頼を積極的に実施した。
- ◆ 第3回健康かべ新聞コンクールの実施（対象は県内の小学5年生（約46,000名）・中学2年生（約44,000名） 計約90,000名）
 - [応募総数] 4,783件（小学5年生3,029件・中学2年生1,754件）（対前年比+656件）
 - [アンケート回答数] 3,368件（回答率：小学5年生74.6%、中学2年生63.2%）

今後の見通し

- ◆ 第5期アクションプランに基づく、令和5年度広報の重点項目について積極的に広報する。
 - 「更なる保健事業の充実、マイナンバーカードと保険証の一体化、保険料率（インセンティブ制度）、コラボヘルス等」
- ◆ 本部において作成した全支部共通広報資材（リーフレット、動画等）を積極的に活用した広報を実施する。
- ◆ 「令和5年度 第4回健康かべ新聞コンクール」は、引き続き対象を県内の小学5年生及び中学2年生として実施する。

各種広報媒体を活用した制度周知や健康情報等の発信を計画通り実施した。また、保険料率にかかるインセンティブ制度については、専用チラシの作成・配付等を通じ、より重点的な広報を実施した。

「かべ新聞コンクール」については、教育委員会等への働きかけや出張授業（小学校3校、中学校1校）等を通じて応募件数の増加を図り、作品やアンケート結果からも家族で健康や医療について考える良い機会となったことがうかがえ、より多くの次世代層やその家族における健康や医療に対する意識の向上等につなげる事業として実施することができた。

自己評価：A

7. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）

【事業内容】

- 健康保険委員を対象とした実務研修会の開催や広報誌の発行をとおして制度周知を図る。
- 健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施する。
- 健康保険委員未委嘱事業所への健康保険委員委嘱拡大に向けて、事業所訪問および文書・電話勧奨等を実施する。

【K P I】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.0%以上

実施結果

◆ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 **54.02%**

各種勧奨を通じ、年度末の委嘱者数は13,879名（前年度比+4,328名）

- ・ 文書勧奨（新適事業所／4,473件、既存事業所／29,841件実施） ・ 電話勧奨（委託：被保険者17～299人の3,601事業所）
- ・ 訪問勧奨（委託：被保険者17～299人の142事業所）

- ◆ 労働局等と共同による「メンタルヘルス対策セミナー」を県内4会場及びオンラインで開催（7～8月）（計630名出席）
- ◆ 実務研修会「健康保険委員研修会」を県内4会場で計5回開催（9～11月）（計317名出席）
※専用ホームページでYouTube動画掲載（11月）
- ◆ 専用広報紙「KENPO'S通信」の発行（計4回）、専用ホームページを活用し、制度周知及び健康情報等を発信した。
- ◆ 健康保険委員功労者表彰式を11月に開催し、48名の方々を表彰した。

今後の見通し

- ◆ 各種広報媒体を活用した健康保険委員の委嘱拡大を引き続き推進し、加入者等の理解促進につなげる。
- ◆ 実務研修会「健康保険委員研修会」や労働局等との共同による「メンタルヘルス対策セミナー」など、引き続き健康保険委員のニーズに対応した研修会を実施する。
- ◆ ホームページ（専用ホームページは支部ホームページに統合）を活用した専用広報誌等の電子媒体による情報提供や動画研修の展開など、健康保険委員への積極的な情報発信により加入者等の理解促進につなげる。

健康保険委員の委嘱者数（委嘱カバー率）の拡大を図るため、文書・電話・訪問勧奨（職員・外部委託）を積極的に実施し、K P I を達成した。また、実務研修会の開催（集合・動画等）や専用広報誌の発行、ホームページの活用等により、制度や健康情報等について、より効果的・効率的な情報発信を実施した。

自己評価：S

8. 地域の医療提供体制への働きかけ

【事業内容】

- 地域医療構想調整会議の場において、協会における医療データ等の分析結果や国、県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- 各地区の国保運営協議会では加入者の不利益になるような施策が実行されないよう意見発信を行う。

【K P I】効果的・効率的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

実施結果

- ◆ 「朝倉」区域の地域医療構想調整会議において、調整会議の資料データに基づき、地域の医療サービスの保全への観点から未稼働病床を有する医療機関への対応について意見発信を実施。
- ◆ 「地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率」は53.8%（13医療圏の内、協会けんぽ5区域・健保組合2区域に参加）
- ◆ 国保運営協議会においては、単年度収支における赤字補填のための一般会計からの繰り入れについて、協会けんぽ加入者にとっては保険料の二重払いとなるものであり、安易に行われることがないようけん制するとともに、保健事業等の保険者努力支援制度にかかる実績向上に向けて意見発信を実施。

今後の見通し

- ◆ 地域医療構想調整会議の動向を注視しつつ、地域医療構想の実現の円滑化に向けて医療データ等を活用した意見発信を実施する。
- ◆ 国保運営協議会では、引き続き加入者視点に立ち、法定外繰り入れの実施についてけん制するとともに、健診・保健指導の推進や国保税収納率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化の取組の推進について意見発信を行う。

コロナ禍の影響で、地域医療構想調整会議や国保運営協議会の一部がオンライン開催となったが、各種会議において保険者の立場から加入者視点での意見を発信することができた。

自己評価：B